

山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置（構造又は規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント未満の変更を除く。）を含む。以下同じ。）に関し必要な指導等を行うことにより、紛争の予防、調整等を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物（同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (3) その他の産業廃棄物処理施設 法第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可又は第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている者及び許可を受けようとする者（再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって知事の指定を受けたもの及び指定を受けようとするものを含む。）並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第67条の規定による許可を受けている者及び許可を受けようとする者が設置する産業廃棄物の処理施設であって、法第15条第1項に規定する知事の許可を要しないものをいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設及びその他の産業廃棄物処理施設をいう。
- (5) 関係地域 産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、生活環境に影響を生ずるおそれのある地域として、第7条第2項の(5)に規定する立地環境調査結果に基づき決定された区域をいう。ただし、産業廃棄物処理施設等の設置場所から当該区域の周縁部までの距離が500メートルに満たない部分については、当該設置場所から500メートルまでの区域とする。
- (6) 関係住民 関係地域内に居住する者（工場又は事業場等を有する者を含む。以下同じ。）をいう。
- (7) 関係自治会 関係住民の属する自治会をいう。
- (8) 関係市町 産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する市町及び関係地域を管轄する市町をいう。

(設置者の責務)

第3条 産業廃棄物処理施設等を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、生活環境の保全に配慮し、産業廃棄物を適正に処理するとともに、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 設置者は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して関係自治会その他利害関係者の理解を得るとともに、紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めなければならない。
- 3 設置者は、必要に応じ、産業廃棄物処理施設等の設置に関して関係自治会以外の周辺の自治会（以下「周辺自治会」という。）等に対しても理解を得るとともに、紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるものとする。
- 4 設置者（法第15条第1項に規定する知事の許可を要する産業廃棄物最終処分場に限る。）は、埋立処分の計画において、年度ごとの県外で生じた産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）の埋立割合を50パーセント以下とし、当該最終処分場の設置後は、年度ごとの埋立実績において、県外産業廃棄物の埋立割合を毎年度50パーセント以下とするよう努めなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、紛争の予防を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、市町と連携を図り、設置者に対し、生活環境の保全上必要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 県は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して紛争が生じたときは、市町と協力してその調整に努めるものとする。

(市町の協力)

第5条 市町は、生活環境を保全するため、産業廃棄物の適正な処理に関し、県に協力するよう努めるものとする。

- 2 市町は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して紛争が生じたときは、県と協力してその調整に努めるものとする。

(立地に関する基準)

第6条 設置者は、次に掲げる産業廃棄物処理施設等の立地に関する基準（以下「立地基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置により、生活環境の保全、災害の防止、公共施設の建設、文化財の保護、その他地方公共団体の開発計画等に支障を生じないこと。
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置場所についての使用権原を有すること。
- (3) 産業廃棄物処理施設等の設置場所までの搬入道路は、車両の通行に支障がなく、かつ交通安全上の必要な措置が講じられていること。
- (4) 産業廃棄物処理施設等の設置について、関係自治会を対象とした説明会を開催すること。この場合において、地域の生活環境の保全に関し、意見が述べられたときは、

誠意を持って対処すること。

(5) 産業廃棄物処理施設等の設置について、次に掲げる者の承諾を得ること。

ア 関係自治会の代表者又は関係自治会内に居住する者（世帯を構成する場合は、その世帯主）の3分の2以上

イ 産業廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、放流先の河川、水路等（いずれも、関係地域内に限る。）の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者及び漁業権者

ウ 産業廃棄物処理施設等を設置する敷地に隣接する土地の所有者（国又は地方公共団体が所有者である場合を除く。）又は管理者

(6) 第3条第4項の規定にする設置者は、埋立処分の計画において、年度ごとの県外産業廃棄物の混合割合を50パーセント以下とすること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項の(4)に規定する説明会の開催及び同項の(5)に規定する承諾を得ることを省略することができる。

(1) 自らの産業廃棄物を処理するために、当該産業廃棄物を排出する事業場の敷地内において産業廃棄物処理施設等を設置しようとするとき。

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第12項の規定に基づく工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）において産業廃棄物処理施設等を設置しようとするとき。

(3) 事業者が、自ら排出する産業廃棄物を処理するために、当該産業廃棄物を排出する事業場の敷地内に法第15条の適用を受けない産業廃棄物の処理施設を設置した後、当該施設を第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設として使用しようとする場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設が、産業廃棄物の再生利用を目的とした施設であること。

イ 当該施設が、設置後3年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

ウ 本号のイにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

(4) 第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設につき、同一の種類を更新又は変更（以下「更新等」という。）で、処理能力の増大が10パーセント未満にとどまるもの（以下「処理能力維持」という。）を行う場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設が、産業廃棄物の再生利用を目的とした施設であること。

イ 当該施設が、設置後3年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

ウ 本号のイにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

エ 当該更新等に伴い周辺環境への影響が増大しないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政

令」という。)第7条の2に規定する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設(「以下「縦覧等が不要な産業廃棄物処理施設」という。)につき、同一の種類の新等で、処理能力維持を行う場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設の設置者が、政令第6条の11第2号又は政令第6条の14第2号に規定する、処分業の許可の新等の特例の適用を受けている産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条の4の2第1号又は省令第10条の16の2第1号に規定する特定不利益処分を当該特例の適用開始後もなお受けたことがなく、かつ、省令第10条の4の2第3号又は省令第10条の16の2第3号に規定する認証を受けているもの(以下これらの処分業者を「優良産廃処理業者」という。)であること。

イ 当該施設が、産業廃棄物の再生利用を目的とした施設であること。

ウ 当該施設が、設置後3年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

エ 本号のウにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

オ 当該新等に伴い周辺環境への影響が増大しないこと。

カ 当該新等の内容(第7条第2項の(5)に規定する立地環境調査結果を含む。)をインターネットの利用により公表すること。

(6) 縦覧等が不要な産業廃棄物処理施設又は第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設につき、同一の種類の新等で、処理能力の増大が10パーセント以上のもの(以下「処理能力増強」という。)を行う場合において、次に掲げる条件が全て満たされるとき。

ア 当該施設の設置者が、優良産廃処理業者であること。

イ 当該施設が、山口県エコ・ファクトリー認定要綱(平成16年9月9日制定)第3条第1項の規定により認定を受けた山口県エコ・ファクトリーを構成する施設その他産業廃棄物の再生利用に特に寄与する施設であること。

ウ 当該施設が、設置後3年以上経過し、かつ、産業廃棄物を処理した実績があること。

エ 本号のウにおいて、生活環境の保全上支障がなく、関係住民その他利害関係者から、紛争の発生が懸念される苦情がないこと。

オ 当該新等に伴い周辺環境への影響が増大しないこと。

カ 当該新等の内容(縦覧等が不要な産業廃棄物処理施設の新等にあつては、第7条第2項の(5)に規定する立地環境調査結果を含む。)をインターネットの利用により公表すること。

(事前協議)

第7条 設置者は、法第15条第1項又は第15条の2の6の規定に基づく許可の申請(以下「許可の申請」という。)をしようとするとき、又はその他の産業廃棄物処理施設の設置に係る工事(以下「工事」という。)に着手しようとするときは、あらかじめ当該産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する環境保健所の長(以下「所長」という。)に協議しなければならない。

2 前項の協議(以下「事前協議」という。)は、産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(別記第1号様式。以下「事前協議書」という。)に、次に掲げる書類を添えたもの正副2部を、所長に提出しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面

(2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画書

なお、産業廃棄物処理施設にあつては、法第15条第2項第7号に規定される産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(3) 最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画

(4) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程図及び処理により発生する廃棄物等の処分方法

(5) 立地環境調査結果を記載した書類(以下「立地環境調査結果書」という。)

法第15条第3項の規定に基づく書類(生活環境影響調査書)に準じて、別表に掲げる事項を記載したもの

(6) 産業廃棄物処理施設等の設置場所付近の見取り図(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第12条の2の2に規定する施設の所在地を明らかにしたもの)

(7) 産業廃棄物処理施設等の設置場所の公図(分間図)

(8) 産業廃棄物処理施設等の設置場所についての使用権原を有することを証する書類の写し

(9) 産業廃棄物処理施設にあつては、省令第11条第5項第1号から第5号までに規定する事項を記載した書類及び同条第6項第1号から第5号までに規定する書類及び図面((1)から(8)までに掲げる書類及び図面を除く。)

(10) その他所長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の(3)若しくは(4)又は(6)の規定を適用することができるときは((6)の規定にあつては、第2条の(3)に規定するその他の産業廃棄物処理施設について適用することができる場合に限る。)、同項の(5)に規定する立地環境調査結果書の添付を省略することができる。

4 所長は、事前協議を受けた場合、速やかに事前協議書の写しを産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する市町及び、必要に応じ、その周辺の市町に送付するものとする。

(関係地域等の決定)

第8条 事前協議を受けた所長は、事前協議書をもとに関係地域及び関係自治会を決定するものとする。

2 所長は、関係地域の決定に際して、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等の意見を聴くものとする。

3 所長は、関係地域及び関係自治会を決定したときは、設置者及び前条第4項に規定する市町に対し、当該関係自治会名を通知するものとする。

(説明会の開催等の報告)

第9条 第6条の(4)に規定する説明会を開催し、同条の(5)に規定する承諾を得た設置者は、説明会開催状況等報告書(別記第2号様式)に、当該承諾書の写し及び説明に用いた資料を添えたもの正副2部を、所長に提出しなければならない。

2 周辺自治会等への説明を行った設置者は、その状況等についても前項の報告書に併せて記載するものとする。

(関係市町等に対する説明)

第10条 設置者は、産業廃棄物処理施設等の設置について、関係市町に対し説明を行い、関係市町等説明状況報告書(別記第3号様式)正副2部を、所長に提出しなければならない。

2 設置者は、必要に応じ、産業廃棄物処理施設等の設置について、関係市町以外の周辺の市町(以下「周辺市町」という。)に対しても説明を行い、その状況等についても前項の報告書に併せて記載するものとする。

(関係市町等に対する意見の聴取)

第11条 所長は、前条の報告を受けたときは、生活環境の保全及び関係市町の開発計画等との整合性に関し、期限を付して関係市町の意見を聴くものとする。

2 所長は、必要に応じ、前項の規定に準じて周辺市町の意見を聴くものとする。

(指導又は助言)

第12条 所長は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して、必要に応じ、設置者に対し報告を求めるとともに、生活環境の保全上必要があると認めるときは、設置者に対し、事前協議の内容の変更その他講ずべき措置について、必要な指導又は助言を行うものとする。

2 設置者は、前項の規定による指導又は助言を受けたときは、所要の措置を講じ、その旨を所長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第13条 設置者は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して、関係市町又は関係自治会か

ら生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

2 設置者は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して、周辺市町又は周辺自治会等から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときも、誠意をもってこれに応じるものとする。

(事前協議完了の通知)

第14条 所長は、事前協議書及び第9条の説明会開催状況等報告書の内容が立地基準に適合し、生活環境の保全に配慮されていると認めるとき（第12条に規定する所要の措置が確実に履行されると認めるときを含む。）は、事前協議が完了した旨を設置者及び第7条第4項に規定する市町に通知するものとする。

(行為の制限)

第15条 設置者は、前条の通知を受けた後でなければ、許可の申請をし、又は工事に着手してはならない。

(事前協議の失効)

第16条 第9条の規定による報告が第8条第3項の規定による通知をした日から2年を経過する日までになかったとき及び第12条第1項の規定による所要の措置が当該措置に係る指導又は助言を受けた日から2年を経過する日までに講じられなかったときは、当該事前協議はなかったものとみなす。設置者が、第14条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は工事に着手しなかったときも、同様とする。ただし、設置者の責めに帰することができない特別の事情があると所長が認めるときは、この限りでない。

(勧告)

第17条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

- (1) 第3条第4項の規定による県外産業廃棄物の埋立割合を遵守しない者
- (2) 第7条第1項の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をした者
- (3) 第15条の規定による行為の制限に違反した者

(学識経験を有する者等の意見の聴取)

第18条 県は、産業廃棄物処理施設等の設置計画について、生活環境の保全等の見地から必要があると認めるときは、学識経験を有する者等の意見を聴くことができるものとする。

(準用)

第19条 この要綱は、法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可又は法第9条第1項の規定に基づく変更許可の申請をしようとする場合に準用する。

(適用除外)

第20条 この要綱の規定は、下関市の区域内で行われる行為については、適用しない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に産業廃棄物の事前指導等に関する事務取扱要領（昭和54年4月1日）に基づき提出された書類は、この要綱の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正の施行の日前に改正前の要綱に基づき提出された事業計画書は、この要綱の改正後の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正の施行の日前に改正前の要綱に基づき提出された事業計画書は、この要綱の改正後の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行日前にした行為で改正前の要綱第21条(3)及び(4)に該当する者に対する勧告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に山口県産業廃棄物適正処理指導要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき関係地域の範囲について所長に協議があったものについては、この要綱第7条第1項の規定に基づく事前協議があったものとみなす。この場合において、設置者は同条第2項に規定する書類を遅滞なく提出しなければならない。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱に基づき関係地域の範囲について所長との協議が終了したものについては、この要綱第8条第1項の規定に基づく関係地域等の決定があったものとみなす。この場合において、設置者はこの要綱第7条第2項に規定する書類を遅滞なく提出しなければならない。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱に基づき事業計画書が提出されたものについては、この要綱第9条の規定に基づく報告があったものとみなす。
- 5 この要綱の施行の日前に旧要綱に基づき事前協議の完了が通知されたものについては、この要綱第14条の規定に基づく事前協議の完了が通知されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

立地環境調査結果記載事項

立地環境調査結果には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 設置しようとする産業廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設等を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「立地環境調査項目」という。）
- (2) 立地環境調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 当該産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- (4) 当該産業廃棄物処理施設等を設置することにより予測される立地環境調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 当該産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を立地環境調査項目に含めなかったもの及びその理由
- (7) その他当該産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

別記

第1号様式（第7条関係）

（表）

産業廃棄物処理施設等設置事前協議書

年 月 日

環境保健所長 様

郵便番号

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者氏名

下記のとおり産業廃棄物処理施設等を設置したいので、山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

施設の種類	設置・変更		産業廃棄物の種類	
設置場所				
施設の概要				
着工予定年月日	年	月	日	使用開始予定年月日
処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）	中間処理施設	m ³ /日 トン/日（ ）時間		
	最終処分場	埋立地面積	m ²	
		埋立容量	m ³	
処理方式、構造及び設備の概要				
排ガスの処理方法				
排水の処理方法				
放流水の水質				
放流水の水量				
m ³ /日				
放流水の放流方法及び放流先の概況				
汚泥又は焼却灰の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分	委託処分
		処分方法		
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分	委託処分
		処分方法		

(裏)

添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面
- 2 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画書
なお、産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条第2項第7号に規定される産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 3 最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画
なお、埋立処分の計画には、埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年度ごとの埋立量、県外産業廃棄物の埋立割合、県内排出事業者ごとの受託予定量等を記載すること。
- 4 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程図及び処理により発生する廃棄物等の処分方法
- 5 立地環境調査結果を記載した書類
法第15条第3項の規定に基づく書類（生活環境影響調査書）に準じて、別表に掲げる事項を記載したもの
- 6 産業廃棄物処理施設等の設置場所付近の見取り図（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の2の2に規定する施設の所在地を明らかにしたもの）
- 7 産業廃棄物処理施設等の設置場所の公図（分間図）
- 8 産業廃棄物処理施設等の設置場所についての使用権原を有することを証する書類の写し
- 9 産業廃棄物処理施設にあつては、省令第11条第5項第1号から第5号までに規定する事項を記載した書類及び同条第6項第1号から第5号までに規定する書類及び図面（添付書類1から8までに掲げる書類及び図面を除く。）
- 10 その他所長が必要と認める書類

- 注
- 1 住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
 - 3 排ガス、排水の処理方法については、その概要を記入するとともに別紙に処理系統図を記入すること。
 - 4 放流水の水質については、排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準の項目毎に放流水の予定水質を記入すること。
 - 5 放流先の概況については、放流先の種類（河川、海域等）及び放流方法等を記入すること。
 - 6 汚泥等の処分方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第7条第1号、第2号、第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
 - 7 焼却灰等の処分方法は、政令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。

説明会開催状況等報告書

年 月 日

環境保健所長 様

郵便番号
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者氏名

下記のとおり関係自治会に対する説明会を開催する等しましたので、山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

開催年月日	年 月 日	開催場所	
説明の相手方	(代表者氏名)		説明者所属氏名
説明事項			
説明会出席者等の意見		意見に対して設置者が講じようとする措置	

添付書類

- 1 要綱第6条の(5)に規定する承諾書の写し
- 2 説明に用いた資料

- 注
- 1 説明の相手方ごとに別葉にして記載すること。
 - 2 記入欄が不足する場合は、別紙で追加し記入すること。
 - 3 「説明会の相手方」欄には、関係自治会に対する説明会にあつては、関係自治会名及び戸数並びに出席者の人数及び戸数並びに関係自治会の代表者氏名を記入するとともに、代表者に当該報告書の記載内容の確認を求めること。
 - 4 関係自治会以外の周辺自治会その他利害関係者への説明を行った場合には、その状況等についても記載すること。

関係市町等説明状況報告書

年 月 日

環境保健所長 様

郵便番号
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者氏名

下記のとおり関係市町等に対する説明を行いましたので、山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱第10条の規定により、報告します。

記

説明年月日	年 月 日	実施場所	
説明した市町			説明者 所属 氏名
説明事項			
関係市町等の意見		意見に対して設置者が講じようとする措置	

- 注 1 説明した市町ごとに別葉にして記載すること。
2 記入欄が不足する場合は、別紙で追加し記入すること。
3 周辺市町への説明を行った場合には、その状況等についても記載すること。